1－4	納戸、サービスルーム等の取扱い	令和7年4月1日作成 令和7年8月22日改訂
関係条文：法第2条		

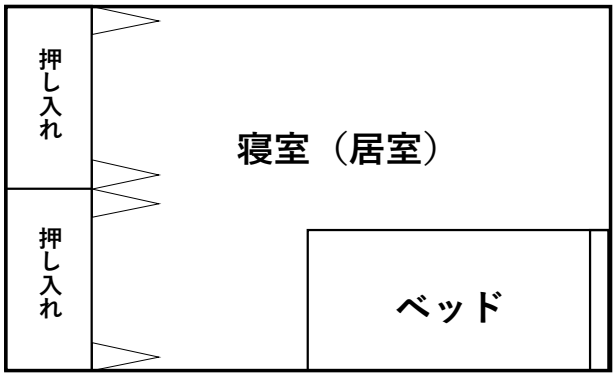
室名に関わらず、以下の１から３までのいずれかを満たす室については居室と判断するため、居室の規定に適合させること。

1　室の中に建具付きの押し入れ等がある場合。

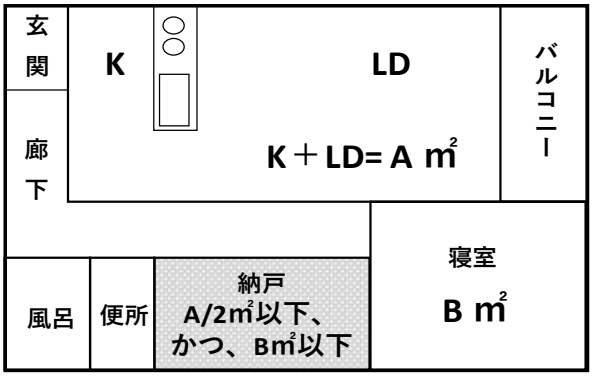
2　室に居室としての環境が整備されている場合（ベッド、テレビのアンテナ配線等）

3　室の面積が、その住戸、住室内にある床面積が最大の居室（キッチンと一体となっている居室が最大の場合は当該居室の面積の1/2）の次に大きい居室の床面積を超える場合。ただし、特定の個人が住む一戸建ての住宅等で、物置としての目的が明確である場合はこの限りではない。

①



②



①　１、２の条件に該当するため、居室となる例

②　条件に該当しないため、非居室として扱うことができる例

解説

実態的な居室利用を避けるために、設計の段階から最低限の設えとなるよう配慮をする必要がある。納戸とは収納を目的とした室のため、通常居室としては扱われないが、１から３に該当する場合、居室利用の想定があるものとして扱い、採光や換気等の規定が対象となる。

納戸等の中に建具付きの押し入れ等の収納機能がある場合、居室利用のための収納を目的としていると考える。また、住戸、住室の主な部屋としないための配慮として面積の制限を設けた。

参考文献

※１　2022年度版　建築確認のための基準総則集団規定の適用事例　P.46